

平成26年10月20日

春日井市国民健康保険運営協議会
会 長 青 山 倫 子 様

春日井市長 伊 藤 太

国民健康保険税の課税限度額及び出産育児一時金の改定
について（諮問）

春日井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、国民健康保険税の課税限度額及び出産育児一時金を改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税の課税限度額の改定について

(1) 改定内容

後期高齢者支援金等課税額の限度額「140,000円」を「160,000円」に、介護納付金課税額の限度額「120,000円」を「140,000円」に改める。

(2) 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

2 出産育児一時金の改定について

(1) 改定内容

出産育児一時金の支給に係る次の事項について、健康保険法施行令が改正される見込みとなったため、改正後の規定に準拠することとし、次のように改める。

① 出産育児一時金の額

390,000円から改正額（404,000円予定）へ改める。

② 産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に加算する額

30,000円から基準額（16,000円予定）へ改める。

(2) 施行期日

平成27年1月1日から施行する。（予定）